

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当るとは、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

計量器の定期検査の実施

土地改良法による換地処分

保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場等の使用料の徴収事務の委託

開発行為に関する工事の完了
解の指定の一部改正

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 教委規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則
鳥取県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

◇ 人委規則

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

◇ 公 告

猟銃等の取扱に関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第四百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による大原地区第三工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十九年二月一日現在の地番による。）
大字山口号流山	大字山口号流山の全域
大字山口号ヒゲ山	大字山口号ヒゲ山一五〇五の一〇
大字山口号山船ケ谷	大字山口号ヒゲ山のうち一五〇五の一〇、一五〇六の二九以外の区域
大字山口号山船ケ谷	大字山口号山船ケ谷のうち一五〇七の九八、一五〇七の九九、一五〇七の一〇〇以外の区域

大字山口字船ヶ谷

大字山口字ヒゲ山一五〇六の二九
大字山口字山船ヶ谷一五〇七の九八、一五〇七の九九、一五〇七の一〇〇
大字山口字船ヶ谷の全域

鳥取県告示第四百三十五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十九年七月三日から
昭和六十年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和五十九年七月三日 午前十時から
午後三時まで 倉吉市 倉吉市立河北中学校

昭和五十九年七月四日 " 倉吉福祉会館

昭和五十九年七月五日 " "

昭和五十九年七月六日 " 倉吉市立成徳小学校

昭和五十九年七月九日

" 午前十時から
正午まで 神鋼機器工業株式会社

昭和五十九年七月十日 " 午後一時から
午後二時まで 日本庄着端子製造株式会社

" " " 倉吉市立成徳小学校

鳥取県告示第四百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る大河原地区第三工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十七号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和五十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

保安林の種類		同一の単位とされる保安林の所在場所		皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位区域名
市郡名	町村名	大字名	字名		
水源かん養保安林	八頭郡 河原町・郡家			三〇八八・六四	八頭地区
保健全保安林	八頭郡 若桜町			四三・七〇	東部地区
土砂流出防備保安林	八頭郡 智頭町			二〇・八七	若桜
保健全保安林	八頭郡 船岡町			一一・三九	智頭
土砂流出防備保安林	八頭郡 用瀬町			一・二二	船岡
干害防備保安林	八頭郡 八東町			七・三二	用瀬
干害防備保安林	八頭郡 佐治村			〇・四五	八東
干害防備保安林	八頭郡 船岡町			一・〇九	佐治
干害防備保安林	八頭郡 大字敷		字喜才谷山	〇・二〇	喜才谷山
干害防備保安林	八頭郡 大字敷		字明見谷東	〇・四六	明見谷東
干害防備保安林	八頭郡 大字敷		字池ノ内下	〇・九五	池ノ内下
干害防備保安林	八頭郡 大字敷		大字赤波	一・五八	赤波
土砂流出防備保安林	八頭郡 河原町			九五二・一七	鳥取地区
土砂流出防備保安林	八頭郡 郡家町			七・二三	河原
土砂流出防備保安林	八頭郡 岩美町			一一・二七	郡家
土砂流出防備保安林	八頭郡 岩美町			一〇〇・八三	岩美
土砂流出防備保安林	八頭郡 岩美町			五・六二	国府
土砂流出防備保安林	八頭郡 岩美町			〇・三〇	福部
土砂流出防備保安林	八頭郡 岩美町			五〇・〇四	鳥取
干害防備保安林	八頭郡 鹿野町			八〇・八五	鹿野
干害防備保安林	八頭郡 青谷町			八・八二	青谷
干害防備保安林	八頭郡 岩美町			四・二四	長谷
干害防備保安林	八頭郡 高路			一三・三九	高路
干害防備保安林	八頭郡 大字水谷			一・一四	水谷
干害防備保安林	八頭郡 大字水谷			一・四五三・二四	倉吉地区
干害防備保安林	八頭郡 倉吉市			二九・五六	中部地区
干害防備保安林	八頭郡 倉吉市			二五・三二	倉吉
干害防備保安林	八頭郡 倉吉市			四四・三七	東郷
干害防備保安林	八頭郡 倉吉市			四四・二二	三朝
干害防備保安林	八頭郡 倉吉市			一六・七二	関金
干害防備保安林	八頭郡 倉吉市			一一・九六	東伯
干害防備保安林	八頭郡 倉吉市			〇・三一	志津
干害防備保安林	八頭郡 倉吉市			一・八二	栗尾
干害防備保安林	八頭郡 倉吉市			〇・六六	大原
干害防備保安林	八頭郡 倉吉市			〇・〇二	宮内
干害防備保安林	八頭郡 倉吉市			一・四七	大谷
干害防備保安林	八頭郡 倉吉市			〇・〇六	槻下
干害防備保安林	八頭郡 倉吉市			〇・六八	金屋
干害防備保安林	八頭郡 倉吉市			〇・三六	杉地
干害防備保安林	八頭郡 倉吉市			六九七・九三	米子地区
干害防備保安林	八頭郡 倉吉市			一・三四	西部地区

土砂流出防備 保安林	西伯郡	大山町			七・四八	大山
土砂流出防備 保安林	西伯郡	会見町			一・三一	会見
土砂流出防備 保安林	西伯郡	岸本町			二・七三	岸本
土砂流出防備 保安林	西伯郡	西伯町			六・三九	西伯
土砂流出防備 保安林	米子市	中山町			〇・一六	中山
土砂流出防備 保安林	米子市	溝口町			〇・一〇	米子
土砂流出防備 保安林	日野郡	溝口町			四・七六	溝口
土砂流出防備 保安林	日野郡	江府町			四・〇〇	江府
土砂流出防備 保安林	西伯郡	大山町	宮内・坊領		九・〇六	宮内・坊領
土砂流出防備 保安林	西伯郡	大山町	赤松	字門野	〇・〇四	門野
土砂流出防備 保安林	西伯郡	大山町	長田	字孝靈山	二・二二	孝靈山
土砂流出防備 保安林	西伯郡	西伯町	大字法勝寺		〇・四五	法勝寺
土砂流出防備 保安林	日野郡	日野町・日南	大字伐株	字大谷奥	〇・〇八	大谷奥
土砂流出防備 保安林	日野郡	日野町			一・五七〇・二一	日野地区
土砂流出防備 保安林	日野郡	日野町			一六・〇九	日野
土砂流出防備 保安林	日野郡	日南町			二・五一	日南

鳥取県告示第四百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場、野球場、第一補助競技場及び第二補助競技場並びに鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンター、テニスコート及びアーチェリー場の使用料の徴収事務を財団法人鳥取県都市公園協会に委託したので、同条第二項の規定によ

り告示する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年十二月十三日 鳥取県指令受都計第三百十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産

代表取締役 田中宣二

鳥取県告示第四百四十号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（^{かい}廢の指定について）の一部を

次のように改正する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「鳥取県立鳥取育学校 岩美郡国府町大字宮下

鳥取県立鳥取聾学校 岩美郡国府町大字宮下」

を 「鳥取県立鳥取育学校 鳥取県立鳥取聾学校

岩美郡国府町宮下一二六五

に改める。

岩美郡国府町宮下一二六一」

鳥取県告示第四百四十一号

昭和五十九年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社扶桑相互銀行の項中

鳥取東支店 岩美郡国府

町大字宮下

を

鳥取東支店

岩美郡国府町新通り三丁目

に改

める。

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表の鳥取育学校の項中

岩美郡国府町大字宮下

を

「岩美郡国府町宮下一二六五

に改め、同表の鳥取聾学校の項中

岩

美郡国府町大字宮下

を

岩美郡国府町宮下一二六一

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和五十年二月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「各教科以外の教育活動」を「特別活動」に、「二十単位」を「十八単位」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「但し」を「ただし」に改め、「日曜日」の下に「土曜日」を加え、「当る」を「当たる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（期末手当及び勤勉手当の支給日）

第十一条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第二の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第十一系関係)

基準日	支給日
三月一日	三月十五日
六月一日	六月三十日
十二月一日	十二月十日

別表第三を削る。

附 則

この規程は、公布の日から起算する。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)

第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和59年6月1日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

1 講習の種別

(1) 初心者講習 法第4条第1項第1号の規定により、猟銃又は空気銃

の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習 現に法第4条第1項第1号の規定により、許可を受け
て猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

種別	区分		場 所	受 講 対 象 者
	日	時		
初心者講習	昭和59年6月27日	午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 5階第21会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署 の管内に居住する者
	昭和59年6月20日	午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁、第二庁舎 5階第21会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭 及び浜村の各警察署の管 内に居住する者
	昭和59年7月4日	午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会 議室	倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者
経験者講習	昭和59年7月17日	午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署会 議室	米子、境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管内に居 住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の
用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）

- (2) 経験者講習
- 鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
 ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
- イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
- ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者
- 4 講習時間及び講習科目
- (1) 講習時間
- ア 初心者講習 4時間
- イ 経験者講習 2時間30分
- (2) 講習科目
- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用保管等の取扱い
- 5 考査
- 初心者講習にあつては、講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 6 受講の申込み
- 所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（初心者講習にあつては3,000円、経験者講習にあつては1,500円）に相当する鳥取県収入証紙を受講日の7日前までに住所所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 7 携行品